

○國學院大學学部学生協定留学及び認定留学に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、本学学部学生の協定留学及び認定留学について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協定校 本学との間に協定を締結している外国の大学をいう。
- (2) 認定校 国際交流推進部委員会の議を経て、学長が認定した外国の大学をいう。
- (3) 協定留学 学生交換協定に基づく協定校への留学をいう。
- (4) 認定留学 認定校への留学をいう。
- (5) 外国の大学 わが国の大学に相当する高等教育研究機関をいう。
- (6) 協定留学生 協定留学としての留学をする者をいう。
- (7) 認定留学生 認定留学としての留学をする者をいう。

(協定の締結)

第3条 外国の大学との協定の締結手続きについては、別に定める。

(留学の資格)

第4条 協定留学又は認定留学をする学生は、本学に2学期以上在学していなければならない。

(協定留学及び認定留学の許可)

第5条 協定留学及び認定留学の許可は、国際交流推進部委員会の議を経て、所属学部教授会の承認を得た後、学長がこれを行う。

(協定留学及び認定留学の期間)

第6条 協定留学及び認定留学の期間は、1学期間又は2学期間とし、その期間を本学学生としての修業年限に算入する。

2 協定留学及び認定留学の期間延長は、原則として認めない。ただし、前条により許可された留学期間が1学期間で、特別の事情がある場合は、1学期間を限度として当該留学期間を延長することができる。

3 留学期間延長の許可については、前条を準用する。

(履修届の特別措置)

第7条 協定留学及び認定留学が2年度にわたる場合には、履修届の特別措置を別に定め

る。

(単位の認定)

第8条 協定留学及び認定留学中に取得した履修科目の単位は、所定の手続きを行うことにより、本学の卒業に要する単位に算入することができる。

(協定留学及び認定留学中の学費)

第9条 協定留学生及び認定留学生は、協定留学及び認定留学中の本学の所定の学費を納めなければならない。

2 協定留学で留学する場合の留学先大学での学費は、学生交換協定に基づき免除されるものとする。

3 認定留学で留学する場合の留学先大学での学費は、認定留学生が負担するものとする。

(奨学金)

第10条 協定留学生及び認定留学生に対し、別に定めるところにより、奨学金を支給する。

(協定留学又は認定留学の取消し)

第11条 協定留学生及び認定留学生が次の各号に該当する場合は、国際交流推進部委員会の議を経て、所属学部教授会の承認を得た後、学長が留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 協定校又は認定校において成業の見込みがない者
- (2) 本学の学費納付等定められた義務を怠った者
- (3) 協定留学又は認定留学の目的に著しく反する行為を行った者
- (4) 本人の事情により留学を継続できなくなった者

2 協定留学又は認定留学を取り消された学生の取り扱いについては、別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、国際交流推進部委員会の議を経て、学長が行う。

(事務担当)

第13条 この規程に関する事務は、国際交流事務部国際交流課が担当する。

(施行規則)

第14条 この規程の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成7年10月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年1月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。